

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領

平成19年4月2日付け18農振第1818号
最終改正 平成22年4月1日付け21農振第2346号

農林水産省農村振興局長から

各 地 方 農 政 局 長	}	あて
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長		
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長		
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長		
独 立 行 政 法 人 森 林 総 合 研 究 所 理 事 長		
北 海 道 知 事		
財 団 法 人 全 国 土 地 改 良 資 金 協 会 理 事 長		
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長		

第1 事業の実施

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（以下「経営所得安定対策等支援事業」という。）の実施の取扱いに関しては、土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱（平成2年7月20日付け2構改B第813号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 定義

この要領における定義は、次のとおりとする。

- 1 「担い手」とは、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「経営所得安定対策実施要領」という。）第4の1の（3）の規定により地方農政事務所長等から対策加入者管理コードを付与する旨の通知を受けた者をいう。なお、これによらない場合であっても、次のいずれかに該当するものを「担い手」とすることができるものとする。
 - （1）持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき導入計画の認定を受けた者
 - （2）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号又は第43条第2号に該当する者
 - （3）野菜の産地強化計画の策定について（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）第1に規定する安定的・継続的生産者
 - （4）果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2の1の（3）に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考え方として記載される内容に該当する農業者
 - （5）環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の（2）による農業環境規範に基づく点検を実

施する家畜の飼養・生産を行う認定農業者

- 2 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。
- 3 「担い手農地利用集積率」とは、経営所得安定対策等支援計画（要綱第9ノ4の4の計画をいう。以下同じ。）に定める事業地区の受益面積に占める担い手の経営所得安定対策実施要領第6の1の（2）に定める生産予定面積又は経営等農用地の合計面積の割合をいう。

第3 土地改良区等

土地改良区が設立されていない事業地区で市町村が経営所得安定対策等支援計画の申請を行う場合、要綱第3の1の（5）の土地改良区等とは、土地改良区又は経営所得安定対策等支援計画に定められた借入主体をいう。

第4 経営所得安定対策等支援事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第3の1の（5）の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が定める土地改良事業等（以下「対象事業」という。）とは、平成6年4月1日以降に採択された次に掲げる事業とする。ただし、国営土地改良事業、独立行政法人水資源機構事業及び独立行政法人森林総合研究所事業にあつては、平成6年3月31日以前に採択された地区であっても平成19年度以降負担金の償還が開始される地区については、対象事業とする。
 - （1）国営土地改良事業
 - （2）独立行政法人水資源機構事業
 - （3）独立行政法人森林総合研究所事業
 - （4）土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
 - （5）国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であつて、
 - （1）から（4）までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業
- 2 要綱第3の2の（1）の農村振興局長が定める負担金のうち、経営所得安定対策等支援事業に係る負担金とは、次に掲げるものとする。ただし、担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）の対象となる事業を除くものとする。
 - （1）国営土地改良事業の受益者負担金
 - （2）独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - （3）独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - （4）土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
 - （5）その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

第5 事業地区の要件

要綱第3の1の(5)の農村振興局長が定める要件は、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実に見込まれること。

- (1) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が20パーセント未満のときは、30パーセント以上となること。
- (2) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が20パーセント以上50パーセント未満であるときは、10ポイント以上増加すること。
- (3) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が50パーセント以上55パーセント未満のときは、60パーセント以上となること。
- (4) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が55パーセント以上90パーセント未満であるときは、5ポイント以上増加すること。
- (5) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が90パーセント以上95パーセント未満のときは、95パーセント以上となること。
- (6) 事業の採択時における担い手農地利用集積率が95パーセント以上のときは、事業の実施により担い手への利用集積が見込まれること。

第6 経営所得安定対策等支援計画

1 経営所得安定対策等支援計画の作成

要綱第9ノ4の4の経営所得安定対策等支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別紙様式第1号によるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等支援計画の作成に当たって、土地改良区は、あらかじめ市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。
- (2) 土地改良区が経営所得安定対策等支援計画を作成しようとする事業地区内に、他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。

2 経営所得安定対策等支援計画の申請

- (1) 経営所得安定対策等支援計画の認定を申請するに当たっては、土地改良区が申請する場合にあっては総会又は総代会の議決、市町村が申請する場合にあっては事業地区内の受益者全員の同意を得るものとする。
- (2) 要綱第9ノ4の4により土地改良区又は市町村が公募団体に行う経営所得安定対策等支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年の前年度の9月末日までに行うものとする。

3 事業地区の設定

経営所得安定対策等支援計画において定める事業地区は、原則として対象事業地区とするが、これによりがたい場合は、対象事業地区の中から農家負担、土地改良区の範囲及び市町村の範囲を勘案して設定する。

4 地方農政局長との協議

当分の間、都道府県知事は、要綱第9ノ4の5の(4)（要綱第9ノ4の5の

(7)で準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長(北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)と協議し、その承認を得るものとする。

5 農林水産省との協議

当分の間、公募団体は、要綱第9ノ4の5の(5)(要綱第9ノ4の5の(7)で準じて取り扱う場合を含む。)の通知を行うに当たっては、あらかじめ農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。

第7 事業の管理等

1 事業の実績及び要件達成の報告

- (1) 土地改良区又は市町村は、毎年度、当該年度の事業の実績を公募団体に報告するものとする。
- (2) 要綱第9ノ5の3の(1)の農村振興局長が定める要件は、第5に掲げる要件(以下「要件」という。)とし、要件を達成したときは、土地改良区又は市町村は、公募団体に要件達成の報告を行うものとする。
- (3) 公募団体は、土地改良区又は市町村から(2)の報告があつたときは、都道府県知事にその旨を通知し、都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (4) 公募団体は、(3)の都道府県知事の承認を受けた後、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

2 要件を達成できない場合の措置

- (1) 要綱第9ノ5の3の(1)の調整金の徴収は、次により行う。
 - ① 土地改良区又は市町村は、要件を達成することが困難と見込まれる場合にあつては、速やかに公募団体に報告するものとする。公募団体は、当該報告を受けたときは、都道府県に対しその旨を通知するものとする。
 - ② 公募団体及び都道府県は、①の通知があつたときは、要綱第9ノ4の5の手續に準じて取り扱い、要件を満たさないと認められるときは、公募団体は、土地改良区等から調整金を徴収するものとし、その旨を土地改良区等に通知する。
 - ③ 土地改良区又は市町村から経営所得安定対策等支援計画に定める目標年度までに1の(2)の要件達成の報告がない場合についても公募団体は土地改良区等から調整金を徴収するものとし、その旨を土地改良区等に通知する。
 - ④ 公募団体が土地改良区等から徴収する調整金は、②及び③に定める土地改良区等への調整金の徴収の通知をした年度に属する最終の約定期日(ただし、据置期間中にあつては、償還期間中における約定期日と同じ月日をいう。)の翌日から最終の弁済日までの間について、水田・畑作経営所得安定対策等支援資金を貸し付けた日の株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の年利率と同一の割合で同一の利息(年賦均等)の計算方法により算出した額とし、公募団体は、通知をした年度の翌年度の約定期日から最終の弁済を受ける日まで、前回の約定期日の翌日から当該約定期日までに発生した調整金を約定期日において徴収するものとする。

3 繰上償還

土地改良区等が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき、又は債権保全上特に必要があると認められるときは、要綱第9ノ5の1の水田・畑作経営所得安定対策等支援資金貸付規程に基づき、公募団体は当該土地改良区等に対し、期限を指示して繰上償還を請求し、債権の回収に必要な措置を講ずるものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、繰上償還の請求を行わないことができる。

第8 都道府県の指導等

要綱第5の3及び第11の2に基づき都道府県は土地改良区又は市町村に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- 1 経営所得安定対策等支援事業の実施状況についての確認及び報告
- 2 土地改良区等への農用地の利用集積に関する助言及び指導

第9 経営所得安定対策等支援事業の推進体制

土地改良区又は市町村は、経営所得安定対策等支援事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する経営所得安定対策等支援事業推進のための協議会を組織し、当該経営所得安定対策等支援事業の円滑な推進に努めるものとする。

第10 その他

要綱第12に基づく経営所得安定対策等支援事業の実績の報告については、別紙様式第2号によるものとする。

附 則（平成20年3月4日付け19農振第1750号）

- 1 この通知は、公布の日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、「土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱の一部改正について（平成20年3月4日付け19農振第1749号農林水産事務次官依命通知）」による改正前の土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱（平成2年7月20日付け2構改B第813号農林水産事務次官依命通知）第9ノ4第4項の規定に基づき品目横断的経営安定対策等支援計画の認定の申請が行われたものについてのこの通知による改正前の品目横断的経営安定対策等支援事業実施要領（平成19年4月2日付け18農振第1818号農林水産省農村振興局長通知）の規定による処分、手続その他の行為は、この通知による改正後の品目横断的経営安定対策等支援事業実施要領の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年4月1日付け21農振第2346号）

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本事業における財団法人全国土地改良資金協会の取扱いについては、平成22年度に限り、なお従前の例による。